

平成21年度の国民健康保険税



今年度の南富良野町国民健康保険税の税率については「表1」のとおりです。税率の改正はありませんが、介護納付金分の賦課限度額が9万円から10万円に引き上げられています。各世帯の国保税の算出は、医療給付費分と後期高齢者支援金分（平成20年度から新設）と介護納付金分（40歳以上65歳未満）の3つに区分され、「表1」の所得割、資産割、均等割、平等割の4つの合計額が年間の税額となり、この算出額が賦課限度額を超える場合は、各々の限度額の合計額が年税額となります。

【表1】平成21年度 国民健康保険税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	小計	介護納付金分
所得割（世帯の所得）	6.70%	1.80%	8.50%	1.00%
資産割（固定資産税の税額）	40.00%	10.00%	50.00%	10.00%
均等割（加入者1人につき）	16,000円	4,000円	20,000円	5,500円
平等割（1世帯につき）	24,000円	6,000円	30,000円	4,000円
賦課限度額（～の合計に対する限度額）	470,000円	120,000円	590,000円	100,000円

【表2】国保税の納期

普通徴収	
第1期	平成21年8月31日
第2期	平成21年9月30日
第3期	平成21年11月2日
第4期	平成21年11月30日
第5期	平成22年1月4日
第6期	平成22年2月1日
第7期	平成22年3月1日
特別徴収	
4月	各月支給分の年金から天引き（仮徴収）
6月	
8月	
10月	各月支給分の年金から天引き（本徴収）
12月	
2月	

国保税の納付方法 および納期

国保税の納付方法については、納付書や口座振替による「普通徴収」または、昨年の10月から始まった「特別徴収」の方法により納めていただきます。次のからすべての条件に該当する世帯が、年金からの「特別徴収」の対象となります。なお、対象となる世帯には8月上旬に通知書を送付し、徴収額などの詳細をお知らせいたします。

『特別徴収となる世帯要件』
納税義務者である世帯主が国民健康保険加入者であること。
世帯内の国民健康保険加入者の年齢が全員65歳から74歳で構成される世帯であること。
対象となる年金の年額が18万円以上であること。
国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金の2分の1を超えないこと。
年金からの特別徴収の対象となっている世帯の方で、「納付方法変更申出書」の提出により口座振替払いへ支払いの変更をすることができません。詳しくは、総務課税務係（☎52 2101）までお問い合わせください。

今年度から新たに年金特別徴収の対象となった場合の例

第1期	第2期	10月	12月	2月	年間保険税額
普通徴収（納付書または口座振替）		特別徴収（年金からの天引き）			
15,000円	15,000円	25,000円	25,000円	25,000円	105,000円

口座振替の申し出をした場合

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	年間保険税額
普通徴収（納付書または口座振替）		普通徴収（口座振替）					
15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	105,000円



前年の所得が一定の所得に満たない世帯については、「表3」のとおり所得区分に応じて7割・5割・2割といった、「均等割」と「平等割」の軽減制度が適用されます。なお、昨年からスタートした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）により、国民健康保険に加入している世帯の人が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の被保険者が減少する世帯や、被保険者が1人になるような世帯に対しては特別措置が講じられており、後期高齢者医療制度に移行した日から5年間が対象になります。ただし、世帯主が変更された場合は、それ以降の特別措置は受けられません。

【表3】軽減制度に該当する所得区分と軽減割合

国民健康保険加入者数 （後期高齢者医療制度に移行した方を含む）	国民健康保険加入者と世帯主の前年所得の合算額	軽減割合	
		均等割 （1人あたり）	平等割 （1世帯あたり）
何人でも	330,000円以下	7割軽減	
1人（世帯主を除く）	575,000円以下	5割軽減	
2人（世帯主を除く）	820,000円以下		
3人（世帯主を除く）	1,065,000円以下		
330,000円 + (245,000円 × 世帯主を除く被保険者数) 以下の世帯		2割軽減	
1人	680,000円以下		
2人	1,030,000円以下		
3人	1,380,000円以下		
330,000円 + (350,000円 × 被保険者数) 以下の世帯			

5割軽減については、世帯主だけの1人世帯の場合は適用されません。

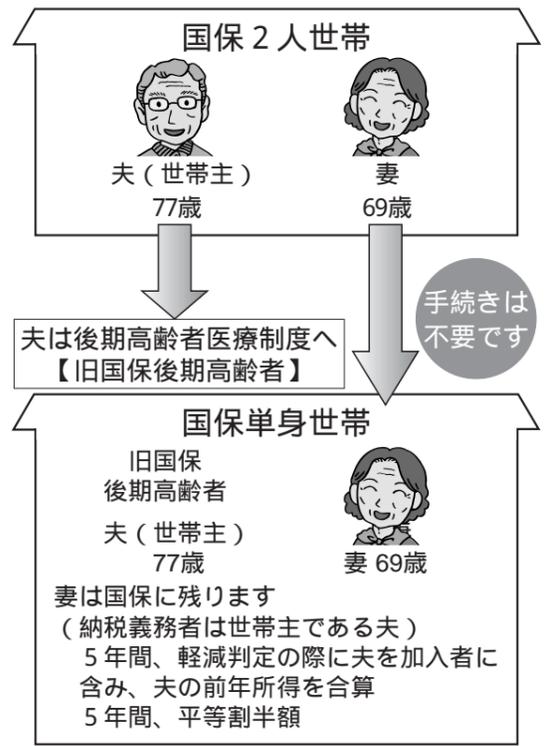
特別措置 低所得者に対する軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方がいる場合、移行後5年間は、国民健康保険税の軽減判定の際、後期高齢者医療制度に移行した方の前年所得や人数も含めて軽減判定を行います。

特別措置 平等割(世帯割)の軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に残る被保険者が1人になった場合、移行後5年間は医療給付費分と後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。

後期高齢者医療制度に移行した後の軽減措置



問い合わせ先

- ◆国民健康保険税について
総務課税務係 ☎52 2101
- 国民健康保険の届出・医療について
保健福祉課介護医療係 ☎52 2211